

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建設業法施行令の一部改正

一 特定建設業の許可を受けなければならない下請契約の請負代金の額の下限を、五千万円（建築工事業にあつては、八千万円）に引き上げるものとする。こと。
（第二条関係）

二 特定建設業者が施工体制台帳を作成しなければならない下請契約の請負代金の額の下限を、五千万円（建築一式工事にあつては、八千万円）に引き上げるものとする。こと。
（第七条の四関係）

三 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置かなければならない建設工事の請負代金の額の下限を、四千五百万円（建築一式工事にあつては、九千万円）に引き上げるものとする。こと。
（第二十七条第一項関係）

四 情報通信技術の利用などの要件を満たした場合において、工事現場における監理技術者等の専任を要しないこととできる建設工事の請負代金の額の上限を、一億円（建築一式工事にあつては、二億円）とするものとする。こと。
（第二十八条関係）

五 特定専門工事の要件の一つである下請契約の請負代金の額の上限を、四千五百万円に引き上げるもの

とすること。

(第三十一条第二項関係)

六 情報通信技術の利用などの要件を満たした場合における営業所技術者又は特定営業所技術者が監理技術者等の職務を兼ねて行うことができる建設工事の請負代金の額の上限を、一億円（建築一式工事にあつては、二億円）とし、兼ねることができるとするものとする。

(第三十三条及び第三十四条関係)

七 技術検定に関する受検手数料の額を改定するものとする。

(第四十二条第一項関係)

八 その他所要の改正を行うものとする。

第二 国立大学法人法施行令の一部改正

所要の改正を行うものとする。

(第二十六条第二項関係)

第三 附則

この政令は、一部の規定を除き、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和六年十二月十三日）から施行するものとする。

(附則関係)